令和4年度 第2回 焼津市環境審議会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月30日(火) 10:30~12:15
- 2 開催場所 焼津市消防防災センター多目的ホール
- 3 公開の可否 可
- 4 傍聴者数 2名
- 5 次 第
- (1) 開会
- (2) 市民環境部長あいさつ
- (3)議事
- ①第2次焼津市環境基本計画(後期計画)の令和3年度取組結果について
- ②第2次焼津市環境基本計画(後期計画)の令和4年度取組計画について
- ③第3次焼津市環境基本計画の原案について
- 4)その他
- (4) 閉会
- 6 出席者

(委員) (事務局)

永田守男 委員 伊東 市民環境部長

平井一之 委員 服部 環境課長

大石立美 委員 金高 廃棄物対策担当主幹

多々良尊子 委員 秋山 環境保全担当係長

保科洋子 委員 岡本 環境政策担当主幹

篠宮 悟 委員 福山 環境政策担当主任主事

長島博雄 委員

柴田亜弓 委員

栗田浩幸 委員

- 7 議事録
- (1) 開会
- (2) 市民環境部長あいさつ

【部長】

皆様改めましてこんにちは。本日は本当に大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今年度第1回、4月でございますが、審議会で第3次焼津市環境基本計画の素案について、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。本日の審議会は次第のとおりでございますが、最初に第2次焼津市環境基本計画、後期計画の昨年度の取り組み結果と、今年度の取り組み計画につきましてご説明させていただきます。また、その後第3次焼津市環境基本計画の原案について、ご説明させていただきまして、その後審議していただく予定でございます。委員の皆様にはこれまでの市の取り組み結果をご検証いただくとともに、今後取り組む事業や第3次焼津市環境基本計画の原案につきまして、ご審議、ご提案の方をお願いいたしたいと思います。以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とします。今日はよろしくお願いいたします。

(3)議事

【永田会長】

次第に従いまして進めてまいります。終了予定時刻は 11 時 45 分頃となっておりますので、皆様ご協

力をお願いいたします。それでは、第2次環境基本計画の後期計画の令和3年度の取り組み結果について事務局よりご説明をお願いいたします。

【岡本主幹】

それでは、第2次環境基本計画、後期計画の令和3年度の取組結果について、ご説明いたします。

「第2次焼津市環境基本計画 具体的な数値目標及び実績一覧」という A3 の表と、事前に配布しました緑色の表紙の「第2次焼津市環境基本計画、後期計画の令和3年度取組結果について」をご覧ください。

こちらの資料は、各施策の数値目標に対する実績値のグラフ、次のページにその施策に対する市の主な取組の内容、右側には取り組み内容に対する点検評価や次年度に向けての改善点を記載してあります。次のページをご覧ください。はじめに、「1 水がきれいなまち」について、グラフをご覧ください。まず、数値目標の河川BODと海域CODの数値は、県の測定値を使用することとなっており、令和3年度分の結果については、県の調査結果公表が今年秋頃になるためまだ把握できておりません。なお、令和2年度の調査結果では、河川BODの達成率は100%、海域CODの達成率は80%となっており、概ね環境基準を達成できると見込んでいます。河川、海域ともに、生活排水や事業者からの排水が流れ込んでいるため、今後も単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進とともに、定期的に事業者の排水の監視及び指導を行っていきたいと考えております。

続きまして、「2 空気がきれいで静かなまち」につきまして説明します。こちらの数値目標「大気汚染に係る環境基準達成率」についても、先ほどの河川BODと海域CODと同様に、県の測定値を使用することとなっており、令和3年度分はまだ把握できておりませんが、数値目標を達成できると見込んでおります。また、市民から寄せられる苦情では、事業所などからの騒音や、臭気の苦情、野焼きの相談が多くなっています。事業所への立ち入り検査や現場確認などを積極的かつ迅に行っておりますが、法規制の対象外となるケースが多いため、対応マニュアルに従い初動対応するともに、広報紙などを通じた啓発も実施しています。

次に、「3 有害化学物質による汚染や公害のないまち」についてご覧ください。ダイオキシン類の環境基準達成率は数値目標の 100%を維持しております。また、公害苦情件数につきましては、97 件で昨年度から同水準で推移しています。苦情の内訳は、多いものとして大気汚染 29 件、騒音 24 件、悪臭 17件です。この件数には空地の草の管理、犬・猫に関する苦情は含まれておりませんが、近年ではこれらの生活型の苦情が増えています。要因の一つとしては、コロナ禍により外出する機会が減り、家の中で感じる苦情が増えたことが考えられます。今後も引き続き迅 な初動対応とともに関係各課と連携をとっていきたいと考えております。

次に、「4 森林や農地を守るまち」の取り組みについてご覧ください。水田の有効活用率は、前年度よりも減少し77.0%でした。認定農業者数は令和2年度時点で目標値を達成しており、令和3年度は昨年度より3人増えた91人でした。エコファーマー登録数は、前年度と変わらず27人で、目標を大きく下回っています。この要因としましては、認定者の高齢化や農産物の価格有利性が少ないことにより、5年間の認定期間終了後に更新しない事例が多くなっていることが挙げられます。また、今年の新法施行に伴い、エコファーマーの新規認定や更新ができなくなったため、次期計画では指標の見直しを検討しております。

次に、「5 河川・海岸と水資源を守るまち」についてご覧ください。市内の事業所が汲み上げる1日 あたりの地下水揚水量について、令和3年度は減少しました。地下水採取は静岡県地下水の採取に関する条例で規制されているため、今後も引き続き塩水化調査や地下水採取量調査を行い、推移を見守っていきます。

つづきまして、「6 多くの生き物・自然とふれあえるまち」をご覧ください。自然観察会の参加者数

の累計は、感染症の影響を受けながらも伸びております。毎年開催している水生生物教室は、令和3年度は感染症予防のため定員を半分にして開催しました。また、コロナ禍で人込みを避ける生活の中、自然や環境、SDGsへの関心が高まっていることで、市内の団体や公民館、小中学校などでの環境出前講座が増えてきています。

次に、「7 廃棄物の少ないまち」についてご覧ください。令和3年度のごみ総排出量は、令和2年度と比較して、1,005トンの減少となりました。燃やすごみについては、家庭系ごみが1,022トン減少に対し、事業系ごみは17トン増加しました。令和2年度はコロナ禍における人々の外出自粛の影響で、事業系ごみが大きく減少しましたが、令和3年度は事業活動が再開し始め、増加に転じたものと思われます。今年度も事業系ごみの増加が懸念されますので、事業所に対するさらなる啓発活動を行う必要があると考えております。コロナ禍における行動制限の緩和等に伴い、家庭系ごみは減少しておりますが、引き続き、生ごみの減量、紙類及びプラスチック類の分別を広く啓発活動を行う必要があります。

次に、「8 廃棄物が適正に処理されるまち」の取り組みについてご覧ください。廃食用油の回収量は、ここ数年安定して目標数量を上回っており、ごみ減量説明会での積極的なPRにより市民に浸透してきていると思われます。環境美化活動参加者の累計は、最終目標である「196 万人」を令和2年度時点で達成しており、203万4236人となりました。活動の一つであるビーチクリーン大作戦について、令和2年度は新型コロナの影響や海岸線一帯の工事により中止としましたが、令和3年度は開催することができました。

次に、「9 エネルギーを有効利用するまち」についてご覧ください。「温室効果ガス排出量の削減率」は、隔年で市が調査を行うもので、平成 25 年度の温室効果ガス排出量を基準値とし、令和4年度までに 12.0%削減するという目標を立てています。令和元年度及び令和2年度の確定値につきましては、今年度算出を行っておりますが、令和3年度中に令和元年度分のみの 報値の算出を行い、14.4%削減されたという結果が出ました。太陽光発電施設件数につきまして、焼津市内の住宅用と事業者用の太陽光発電施設の設置施設件数は、令和3年度は7,273件であり、令和4年度の目標を達成できました。

次に、「10 低炭素な交通と緑豊かなまち」についてご覧ください。市民 1 人あたりの都市公園面積は緩やかに伸びており、令和元年度に最終目標を達成しています。生け垣奨励植樹本数は、新築家屋の建築件数に影響されることや、散水・剪定等の維持管理を要することもあり、近年では申込件数が減少しており、令和3年度の申請件数はございませんでした。

次に、「11 環境を知り・学び・活動するまち」についてご覧ください。環境教育事業の参加者は、主に公民館講座などに参加した人となりますが、累計参加者数は順調に伸びていて、令和2年度には目標値の41,300人を達成し、令和3年度は43,196人となっています。次に、環境活動リーダー数は、少しずつ増えてはいますが、リーダーを育成するための「やいづエコ市民塾」の受講者は近年横ばいの状態です。令和3年度は多くの方が参加しやすいように、カリキュラムを見直し、全5回の開催としました。さらに、講座の内容も、過去に受講生から好評だった講座を取り入れながら、改善を行っていきます。アース・キッズチャレンジは、毎年、2校の小学校で持ち回りで行っています。令和3年度は、大井川東小学校と黒石小学校で事業を実施する予定でしたが、新型コロナ感染症の拡大による緊急事態宣言の発令により黒石小(9月)が中止となり、大井川東小(4月)のみの実施となりました。黒石小は今年度に実施予定となっています。そのほか、コロナの影響等により令和2年度に開催を中止した上下水道施設の見学会を、令和3年度は実施することができました。

次に、「12 環境と経済が両立するまち」についてご覧ください。エコアクション 21 取得事業所数は、38 事業所で、新規の認証登録企業数は 1 社でした。全国的に取得事業所数が減少傾向にある中で、焼津市内では事業所の協力もあり前年度よりも 1 事業所増加しました。令和 3 年度は、エコアクション 21 審査員による認証支援セミナーに 4 社が参加し、認証登録に向けての準備や環境マネジメントシステム

のノウハウを1年を通して学びました。事業所にとっては、業務で多忙の中、新しい取組をすることが 難しい面もあります。今後も商工会議所や商工会を通じてPRを行うほか、広報やホームページにおい ても周知を行います。

【永田会長】

ありがとうございました。それでは、ご意見等がございますでしょうか。

【長島委員】

4の「森林や農地を守るまち」のグラフの裏側の一番最後ですけれども、エコファーマー登録数についてという農政課からの評価・改善点ですが、評価というのは結果だけを書くのではなくて、こういうことをやったからできたというとか、良い場合も悪い場合もあると思います。だいたいこういう書き方をされているのですが、ただ結果だけを書いてあるところもあります。特に4のところについては、改善点のところで、更新しない事例があるで終わって、改善点になっていないわけです。要するに何々しようとするとか、これからこういうことにしたのかっていうのが改善点ですから、ここの最後の言葉が足りないのではないかなというふうに思いました。

【永田会長】

取り組み内容の点検評価と次年度に向けての改善点で、評価に基づく検討改善の機会を充実させていただきたいという趣旨でよろしくお願いします。同様の趣旨で言えば「水がきれいなまち」のところも、前年度以前のところで、多分ご説明があると思いますが、グラフを見る者の立場からすると、元年度と2年度の要因について言及が必要でしょう。当然、秋に結果が出ますので、100%に到達する傾向にあるだろうとどのような取り組みが反映されるかお伝えした方よろしいかと思います。そのほか、皆様いかがでしょうか。

【平井副会長】

それでは私の方からは発言させていただきます。今からご説明いただく令和4年度の取り組み計画に関連してくると思いますけど、11、12の関係で11番の「環境を知り・学び・活動するまち」の中で、エコ市民塾についてご説明いただきました。エコ市民塾については、私もエコ市民塾の講師をさせていただいておりまして、毎年熱心にご聴講いただいております。本当にありがたいと思っております。そのような中で、焼津市はゼロカーボンシティ宣言に向けて、ちゃんと宣言されているとか、全国的には今年の4月からプラスチック循環促進法がスタートして硬質プラスチックの分別のあり方、これは焼津市が既に先行して頑張っていただいておるわけでございますが、硬質プラスチックの削減が求められています。それからあと、食品ロス削減法もスタートしておりまして食品ロス削減の問題、それから温度化については、地球温暖化対策で推進法の二酸化炭素の緩和というところと、もう一つ適応という部分で、地球温暖化の適応の部分で気候変動適応法という法律がスタートした。

焼津市のあり方の非常に重要なキーワードとして、実はSDGsがあります。焼津市にはローカルSDGsがあるのですか、藤枝みたいに。ないですか。例えばこのSDGsをこういう中でやっていこうというのが1つの柱になっていくのですけど、エコアクション 21 は。このSDGs対応の問い合わせがあるんですが、「SDGsといわれているけど、俺たちは何をやっていけばいいのか」と。特に中小企業からそういう話があります。その時に私がいつも申し上げるのは、エコアクション 21 みたいな媒体を使って、対外的に発信していただくのが分かりやすいということも含めてですね、このエコアクション 21 について市内の事業者の皆様に推進のキーワードを市として、していただく場合にSDGs対応の重要な柱の1つがエコアクション 21 なんだという説明をしていただいてですね、PRしていただけたらありがたいということでございます。この2点のお願いということで、以上です。

【永田会長】

ありがとうございました。環境への取り組みの環境が変化している。それに対して、各事業所や個人

も含めて個別で取り組むことは大変難しいということになります。その手段として、エコアクション 21 もあるし、またエコ市民塾もある。そこで、学習という体験をしていただくということが、一番身近な形になるので、その点を強調して活動を広げていただきたい。ということでございました。そのほか、この議事に関しましてございますか。

【栗田委員】

7番の「廃棄物が少ないまち」で一番左のグラフは市域全体のごみの排出量で減っているという考え方でいいですよね。全体量で目標を達成していて、1人あたりだと超えている。事業系ごみの関係なんだと思いますが、うまくリンクできていた方がいいと思います。あと、一番右のグラフで教えてほしいのですが、これはある基準年から削減量を増やそうということでいいですか。これは上に伸びていけば減ったということでいいのですか。

【永田会長】

はい、ありがとうございました。一言で申し上げますと、工夫をしてください。一番右の削減量に関しましては、見ただけでは理解していただけない。今日はご説明を受けて、皆さん、こういう内容になっているということです。今お話を伺って初めて気が付きましたが、年度目標の矢印が下方向、上方向で両方そういう意味だった。ただ、外部に説明するために、たまたま上から説明しているのか、下から説明しているのかだけという印象をもたれますので、深読みしていただかないとならないと思います。工夫していただければと思いますが。

【岡本主幹】

先ほどの燃やすごみの排出削減量につきましては、平成 28 年度の実績値を O と基準としまして、そこから削減していくとしておりまして、こちらは少し分かりにくいものですから、第 6 次焼津市総合計画の方もこの目標を見直しまして、家庭系の燃やすゴミの排出量、こちらを目標とするという形にしましたので、次の第 3 次焼津市環境基本計画の数値目標につきましても、目標がここまで何トンとするというような目標にした方が皆さんにも分かりやすいと思いまして、第 3 次の焼津市環境基本計画について、後ほど説明させていただきますけれども、そちらも指標を見直しております。

【永田会長】

ありがとうございました。ではこれに関しましてはよろしいでしょうか。それでは、次に議事(2)の焼津市環境基本計画、後期計画の令和4年度の取り組み計画について、事務局より説明をお願いいたします。

【岡本主幹】

それでは第2次環境基本計画、後期計画の令和4年度の取り組み計画についてご説明いたします。青色の表紙の資料をご覧ください。

「1 水がきれいなまち」をご覧ください。「①排水をきれいにする」のうち、公共下水道への接続の推進については、公共桝設置を随時受け付けることにより、公共下水道の整備促進を図ります。また、合併処理浄化槽の補助基数は 525 基を目標としています。「②水質を監視する」としまして、河川や海域の水質調査や事業所への立入調査を県と連携して実施いたします。また、環自協を通じて、環境美化活動についての啓発を行っていきます。

「2 空気がきれいで静かなまち」をご覧ください。「①大気汚染・悪臭への対策」につきましては、年間を通して苦情が入る野焼きについて、予防のため広報紙等へ啓発記事を掲載するとともに、苦情通報への迅な対応を行います。「②騒音・振動への対策」としましては、引き続き公共工事において低騒音低振動対策型の建設機械の導入を図ります。

「3 有害化学物質による汚染や公害のないまち」をご覧ください。「①有害化学物質への対策」として、県測定の光化学オキシダントが基準値を超えた場合は、防災無線で注意情報を発信するほか、教育

施設や病院などの関係機関への連絡を迅速に行います。「②公害や生活に密着した苦情を未然に防ぐ」 につきまして、犬・猫飼い方マナー説明会を実施したり、動物愛護について広報で周知するなどして、 ペットの適正飼育や終生飼養(しゅうせいしよう)について啓発します。

「4 森林や農地を守るまち」をご覧ください。「①森林を守る」「②農地を守る」につきまして、地元と連携して定期的な巡視活動を行い、森林や農地の保全に努めてまいります。

「5 河川・海岸と水資源を守るまち」をご覧ください。「①河川・海岸を守る」につきましては、引き続き潮風グリーンウォークの整備を推進するなど、海岸保全施設の整備を実施してまいります。

「②水資源を守る」の取り組みにつきまして、地下水の保全のために塩水化調査を行うほか、地下水採取量調査も実施します。また、市民や学生に深層水について広く知っていただくために、深層水ミュージアムで学習会を開催します。

「6 多くの生き物・自然とふれあえるまち」をご覧ください。「①動植物を守る」の取組予定としましては、年間を通して傷病鳥獣の保護活動を実施します。次のページをご覧ください。「②自然とふれあう」の取り組み予定です。環境課で行っている親子水生生物教室は今年度も感染症対策を行いながら開催したほか、各公民館において、親子星空観察会や瀬戸川ウォーキングといった自然観察会や、環境について学習する講座などの催しを計画しております。また、今年度もビーチクリーン大作戦を開催予定でおります。

「7 廃棄物の少ないまち」をご覧ください。「①ごみを減らす」の取り組みとしまして、今年度もごみ減量説明会を3つのコースに分けて開催します。地域の公会堂などに出向いて説明会を開く通常のコースと、燃やすごみの組成分析のあと説明会を行うコース、高柳清掃工場、または、容器包装プラの中間処理を行う株式会社志太紙業を見学したあと説明会を行うコースがあります。これにより、ごみの分別や減量についての意識向上を図ります。次のページをご覧ください。「廃棄物の少ないまち」のうち「②資源を再使用・再利用する」の取り組みとしましては、「焼津市グリーン購入基本方針」に基づき、再使用できる製品の購入を推進してまいります。また、今年度も引き続き、生ごみ処理容器を製作配布し市民にモニターとして使用していただいたり、生ごみ処理容器購入に補助金を交付するなど、家庭でのごみの減量を推進します。

「8 廃棄物が適正に処理されるまち」をご覧ください。「①分別回収して資源化する」の取り組みとしまして、引き続き登録団体への古紙等資源回収奨励金の交付や、自治会などが自主的に古紙回収を行うことを推進するため、古紙等回収常設倉庫補助金を交付します。②廃棄物処理を適正に行う」につきまして、市の工事発注に関して、建設発生土の有効利用や特定建設資材廃棄物の再資源化などを推進します。次のページをご覧ください。「廃棄物が適正に処理されるまち」のうち「③環境美化を推進する」の取組につきまして、今年度もビーチクリーン大作戦を実施するとともに、地域の清掃活動を支援していきます。

「9 エネルギーを有効利用するまち」をご覧ください。「①地球温暖化・エネルギー対策を」の取り組みとしまして、市役所ではエコアクション 21 を推進し温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。エコアクション 21 では、毎年環境活動レポートを作成し、ホームページに掲載しております。令和3年度の実績は、9月1日頃にホームページへ掲載予定ですので、掲載されましたら、ご覧いただければと思います。「②再生可能エネルギーを使う」の取り組みとして、これまでの太陽光パネルや蓄電池に加え、今年度から新たに V2H システムの設置も補助金の交付対象に加えました。またエネファームを設置する方にも引き続き補助金を交付し、各家庭への再生エネルギー等の普及を推進してまいります。

次のページをご覧ください。「エネルギーを有効利用するまち」のうち「③産業・家庭・業務その他 部門の省エネルギーを進める」につきまして、省エネ行動を促進するため、広報やホームページでクー ルチョイス等の啓発を行います。「④運輸部門の省エネルギーを進める」につきまして、公共交通機関 や自転車の利用について、ホームページ等で啓発していきます。

「10 低炭素な交通と緑豊かなまち」をご覧ください。「①低炭素な交通にする」につきまして、大井川地区および大島地区において、予約型(デマンド型)乗合タクシーを運行する予定です。次のページをご覧ください。「低炭素な交通と緑豊かなまち」のうち「②緑地を増やす」の取り組みとしまして、公園整備を進めるとともに、みどりの祭典の開催、公民館祭りでの花苗の無料配布を行います。また、まちに緑が増えるように、生け垣施工に対する補助金の交付や、焼津市みどりを育てる条例に基づき、事業所敷地の10%を緑地として確保するよう開発者に指導していきます。

「11 環境を知り・学び・活動するまち」をご覧ください。「①環境教育・環境学習を行う」の取り組みとしまして、今年度も「やいづエコ市民塾」を全5回で開催します。また、小学生の児童が家庭のリーダーとなって省エネ生活を行い、地球温暖化について学ぶ「アース・キッズチャレンジ事業」も引き続き実施するほか、環境出前講座を市内の小中学校や公民館、児童クラブなどで実施しています。さらに、各公民館でも環境に関する講座を開催する予定です。次のページをご覧ください。「②環境情報を充実させる」の取組としまして、各小学校の4年生全員に焼津市の川の生きものを紹介する水生生物ポイントマップを配布予定です。「③参加・協働による環境保全活動を活発にする」の取組としましては、本年度も環境活動リーダーと協働し、出前講座等の講師をお願いしたり、環境保全活動に取り組む団体へ随時情報提供を行います。

「12 環境と経済が両立するまち」をご覧ください。「①事業活動に環境配慮を織り込む」の取り組みとしまして、毎年開催しておりますエコアクション 21 認証登録支援事業を、焼津商工会議所・大井川商工会の協力のもとで実施します。また、「②環境に配慮した農業・漁業・観光を行う」の取り組みとして、観光交流課では、地元団体と連携し体験型イベントの開催と来場客のニーズ調査、観光商品化へのフォローアップを行います。以上で令和4年度の取組計画についての説明を終わります。

【永田会長】

それでは、取り組み計画に関しまして、皆さんいかがでしょう。私の方から1点、あの言葉の質問ですが、各単元のところにあります星印と黒丸と白丸のところの再掲項目というのはどういう意味でお使いなのでしょうか。教えていただけますか。

【岡本主幹】

この取り組み計画のこの黒丸、白丸の再掲、こちらにつきましては、重点取り組み第2次の計画書の 第4章取り組みの中で、重点取り組みとしているものを星印としておりまして、その他が黒丸、それか ら前の方で一度紹介しているものを白丸の再掲項目という形で掲載をさせていただいております。

【永田会長】

単元1のところで挙がっていたものが、単元10のところでもう一度載っているというのが再掲項目という意味になっているということですね。補足が欲しいかというふうに思います。言っている意味は重点取り組みというと順番でくると、ランキングに見えますね。力を入れる順番に見えますので全く違う趣旨の形になっているかと思いますので、少しご説明をつけていただければと思います。では、皆さんその他の点でいかがでしょうか。ございませんでしょうか。もう一つだけ私から申し上げますと、これ、年度単位でやっていることなので、新しい取り組みは何でしょうというのが必要じゃないかなと。市民の皆さんからしますと、こちら緑の方の結果を受けて、新しい計画を立てるっていう順番で考えますと、より効果的な施策を取っているということが必要かと思いますので、報告でいえば現状維持を図るという趣旨のものと、大きく改善をしたいんだということが伝わるとより市の取り組みが皆さんに伝わりやすいのではないかと思いますので、新たな取り組みが分かるようなことを工夫されると伝わりやすいのではないかと思います。お願いいたします。皆さんよろしかったでしょうか。こちらに関しましては、はいありがとうございました。それでは次の議事に入ります。議事(3)の第3次焼津市環境基

本計画の原案について、事務局からご説明をお願いいたします。

【岡本主幹】

それでは、議事(3)第3次焼津市環境基本計画の原案について、ご説明させていただきます。資料は第3次焼津市環境基本計画(原案)の冊子をご覧ください。今回の環境審議会では、第2章「環境の現状」までは、前回の審議会以降の主な修正箇所を説明いたします。第3章「計画の目標」につきまして、第3次計画の「望ましい環境像」の修正案の説明を説明いたします。第4章「取り組みの推進」につきましては、環境市民会議の重点プロジェクトの検討を踏まえて作成した「重点プロジェクト」のページについて説明いたします。こちらにつきましては、本日別紙で資料を配付させていただきました。そのほか、第4章では、素案からの変更箇所を説明いたします。次に、第5章「実行計画(区域施策編)・気候変動適応計画」及び第6章「計画の推進システム」については、概要を説明いたします。

それではまず、4ページと5ページをご覧ください。第1章「計画の基本的事項」の第2節「第2次計画の評価」につきましては、個々の指標の令和4年度の目標値に対する令和3年度の現状値の評価について、具体的な評価を記載する形に修正しました。表の下の矢印のところの説明文が個々の指標の現状値の評価であります。先ほど、議題(1)第2次焼津市環境基本計画、後期計画の令和3年度取組結果において説明した内容等を要約して記載しています。

次に、第2章「環境の現状」につきましては、20ページをご覧ください。中段の見出し「生ごみを減らすための取り組みを推進しています」の本文、下から4行目に、「そのほか、2020(令和2)年度からは、さば節の製造工程で発生する菌を利用した新生ごみ処理容器のモニター事業に取り組んでいます。」を追加しました。そのほか、第2章では、令和3年度の数値が出ているものについては、数値を更新しました。

次に、38ページをご覧ください。第3章「計画の目標」の「望ましい環境像」につきましては、前回の環境審議会において、【A案】の『今日の行動が 未来を変える!』豊かな自然と共生するまち・やいづ~2050年二酸化炭素排出ゼロのまちを目指して~について、環境審議会の委員の皆様からご意見、ご提案をいただきました。この【A案】に対しまして、前回の環境審議会では「今日の」だと人ごとに感じるため、「あなたの」の方が良いのではないか、や「未来を変える」は「未来をつくる」にしてはどうかという意見がありました。また、「二酸化炭素排出ゼロ」は「ゼロカーボン」で統一してはどうか、という意見がありました。これらの意見を踏まえて作成したのが、【B案】の『みんなの行動が 未来をつくる!』豊かな自然と共生するまち・やいづ~2050年ゼロカーボンシティを目指して~であります。この【B案】について今回ご審議いただきたいと考えております。

次に、40ページと43ページをご覧ください。原案の冊子では40ページが白紙になっており、43ページに第3次計画の体系を掲載しています。この体系には、後ほど説明させていただく「重点プロジェクト」を追加しました。本日お配りしました第4節「第3次焼津市環境基本計画の体系」の資料をご覧ください。このページが冊子の40ページに入る形になりまして、第3章の最後のページに移動します。

次に、本日お配りした資料の 41 ページをご覧ください。「重点プロジェクト」を入れる関係で、下段の第 2 節「各主体の取り組みについて」の本文の冒頭に、説明文を加えました。読み上げます。本章では、第 3 節で「重点プロジェクト」、第 4 節で「取り組み方針と取り組み内容」をまとめています。「重点プロジェクト」では、重要度の高いもの、優先的に行うべきものなどを選択し、4 つの重点プロジェクトを掲げています。そして、市の取り組むべきこと、市民・事業者の取り組むべきことを示しています。を追加しました。

次に、本日お配りした資料の 42 ページをご覧ください。第3節「重点プロジェクト」についてであります。重点プロジェクトとは、望ましい環境像の実現に向け、本計画に掲載している広範囲の取り組みの中から重要度の高いもの、優先的に行うべきものなどを選択し、限られた時間や予算の範囲内で効

果的に推進していくためのものであります。このような趣旨を踏まえ、本プロジェクトは市民・事業者・市との協働により実施していくものといたします。本計画の重点プロジェクトは、8月 19 日(金)に開催いたしました第2回焼津市環境市民会議におけるグループ協議などの結果を踏まえて、以下の4つとしています。重点 1 みんなで目指すゼロカーボンシティプロジェクト、重点 2 ごみ資源循環プロジェクト、重点 3 豊かな自然との共生プロジェクト、重点 4 やいづエコ市民プロジェクトであります。

環境市民会議では、AからCのグループに割り振られた第4章の取り組み方針ごと、市の環境施策及び市民・事業者の取り組みの中から重点プロジェクトにした方がよいと思う取り組みについて話し合っていただきました。グループ協議では、Aグループからは、再生可能エネルギーや省エネルギーに関することや交通や緑化に関すること、Bグループからは、ごみの減量や環境美化活動に関すること、農業の振興や水資源を守ること、自然とのふれあいに関すること、Cグループからは、生活排水や公害に関することのほか、環境教育の推進に関することなどのご意見、ご提案を多数いただきました。それらを踏まえて作成したのが4つの重点プロジェクトであります。それでは、重点プロジェクトの内容について説明いたします。なお、「市が行うこと」と「市民・事業者が行うこと」につきましては、環境市民会議の委員の皆様からのご意見、ご提案を基に、該当する取り組みなどを記載しております。

「重点 1 みんなで目指すゼロカーボンシティプロジェクト」につきましては、本市の地理的条件を考慮しつつ、再生可能エネルギーの普及、徒歩や自転車による移動の促進、緑化などの取り組みを重点的に推進することで、2050(令和 32)年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを達成するゼロカーボンシティの実現を目指します。

43 ページをご覧ください。「重点 2 ごみ資源循環プロジェクト」につきましては、ごみは、日常生活 や事業活動に密着した課題であり、市民一人ひとりの意識に関わる問題です。ごみを減らすライフスタ イルづくり、プラスチックごみ・食品ロス・生ごみ対策などの取り組みを重点的に推進することで、循 環型社会の実現を目指します。

44 ページをご覧ください。「重点 3 豊かな自然との共生 プロジェクト」につきましては、本市には、海・山・川の自然があり、これらの自然の恵みが私たちの豊かな生活を支えています。森林や農地の環境、地下水や海洋深層水などの水資源、生物多様性、水環境などの生活環境を守る取り組みを重点的に推進することで、豊かな自然と共生するまちを目指します。

「重点4 やいづエコ市民プロジェクト」につきましては、あらゆる世代の環境学習の場づくり、やい づエコ市民塾などによる環境活動リーダーの育成や活動の場づくりなどの取り組みを重点的に推進す ることで、ゼロカーボンシティの実現や循環経済への移行、自然との共生を図るための人づくりを行い ます。これらが重点プロジェクトの内容であります。

次に、原案の冊子の資料の 42 ページをご覧ください。こちらは第4章の第3節「取り組み方針と取組内容の見方」です。第4章「取り組みの推進」では、1から11の取り組み方針ごとに、①環境課題、②数値目標、③市の環境施策、④市民・事業者の取り組みを記載しておりますが、この 42 ページはその見方の説明であります。

続きまして、原案の冊子の 44 ページから 65 ページの取り組み方針 1 から 11 につきましては、前回の環境審議会でお示しした第3次計画の素案からの主な変更箇所について説明いたします。なお、重点取り組みとした取り組みにはひし形の塗りつぶしマークが付いております。

44 ページをご覧ください。取り組み方針 1「エネルギーを有効利用するまち」の②数値目標の 3 つ目にありました「焼津市役所の公用車の次世代自動車割合」につきましては、焼津市役所の地球温暖化対策の行動を示す「焼津市役所地球温暖化防止実行計画(事務事業編)−第 6 期計画」に掲載する予定としたため削除しました。また、市の環境政策の①「地球温暖化・エネルギー対策を総合的に進める」の1つ目に、「◆ゼロカーボンシティ宣言に基づき、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを市民・事業者

と協働で推進します。」のほか、「◆エアコンなどフロン使用製品を撤去、更新する場合は…」などの項目を追加しました。②「再生エネルギーを使う」の最後には、45 ページの1番上のとおり、「◇電力の供給を受ける契約の締結にあたっては、再生可能エネルギー由来の電力の選択に努めます。」を追加しました。③「省エネルギーを進める」には、3つ目と5つ目に記載のとおり、ZEHや ZEB の普及促進、公共施設の ZEB 化について追加しました。なお、次世代自動車の普及促進や、公用車の次世代自動車の導入推進の取り組みについては、次のページの取り組み方針2「緑豊かで脱炭素なまち」の市の環境施策の①「自動車の脱炭素化を進める」へ移動しました。

次に、46ページをご覧ください。取り組み方針2「緑豊かで脱炭素なまち」につきましては、先ほど説明した次世代自動車の取り組みの移動のほか、47ページの③「緑地を増やす」の3つ目を「公園や緑地」に「水辺」を加えてそれら「を結ぶ歩行者ネットワークの形成を図ります。」に変更するとともに、4つ目に「潮風グリーンウォーク」の整備推進などを追加しました。

次に、48 ページと 49 ページをご覧ください。取り組み方針3「気候変動に適応するまち」につきましては、数値目標は他市の事例などを参考として「熱中症搬送患者数」としました。目標値は今後設定いたします。市の環境施策及び市民・事業者の取り組みについては、市役所各課に照会をかけて取り組みを検討し作成しました。

次に、50ページをご覧ください。取り組み方針4「廃棄物の少ないまち」につきましては、市の環境施策の「①ごみを減らす」の下から2つ目は本年4月1日に施行された「プラスチック資源循環促進法」に関する取り組みでありますが、具体的な取り組みの記載は難しいため、取り組み方針について記載させていただきました。

51 ページの「②資源を再使用・再利用する」の1つ目に記載されていた「◇不用品活用バンクを運用します。」については、ご家庭で不用となった生活用品を広報やいづに掲載し、それを必要としている人に譲るものでありますが、近年はメルカリなどの普及により減少しており、今後 10 年間継続するか分からないため削除しました。

次に、54ページをご覧ください。取り組み方針6「自然環境を守るまち」につきましては、環境課題の一番下の項目の初めに「今後も大井川の貴重な水資源を保全・活用するとともに、」を追加しました。また、55ページの「②河川・海岸を守るの」2つ目に「国・県と連携し、生物の生息・生育地、緑のネットワークとして重要な河川敷の樹木や緑地を保全します。」を追加しました。

次に、58ページをご覧ください。数値目標の1つ目に「生活排水処理率」を追加しました。また、市の環境施策の「①水質汚濁への対策をする」の2つ目に「下水処理場及びコミュニティプラントの適正な維持・管理を行い、排水基準を遵守します。」を追加しました。

次に、66ページから76ページにつきましては、第5章「第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)と焼津市気候変動適応計画」であります。

66ページをご覧ください。第2次実行計画(区域施策編)については、はじめに「地球温暖化のメカニズム」を掲載しています。次に、「地球温暖化による影響・将来予測」として、世界の平均気温は、上下動を繰り返しながら、100年あたり約0.72℃の割合で上昇しており、2016(平成28)年は統計を取りはじめた1891(明治24)年以降では最も高い値となったということと、日本の平均気温は、100年あたり1.19℃の割合で上昇しており、これは世界平均を上回る勢いであることを記載しています。

次に、67 ページをご覧ください。IPCC の最新の報告書「第 6 次評価報告書・第 1 作業部会報告書」の内容を記載しておりまして、その報告書では、将来の社会経済の発展の傾向を仮定した共通社会経済経路(SSP)シナリオと放射強制力を組み合わせたシナリオから、5 つのシナリオの SSP1-1.9 から SSP5-8.5 が主に使用されています。その中で、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオ SSP5-8.5 においては、今世紀末までに最大約 5 でも気温が上昇すると予測されてい

ることを記載しています。

次の 68 ページには、地球温暖化に関する国や県・市の動向を記載しています。次の 69 ページには、「計画の基本的事項」としまして、(1)実行計画策定の位置づけ・目的、(2)対象とする温室効果ガスの種類及び分野、(3)計画の期間と目標年度を記載しています。本実行計画の期間は 2023 (令和 5)年度から 2032 (令和 14)年度までで、基準年度は 2013 (平成 25)年度とし、目標年度は国の「地球温暖化対策計画」に合わせて中期目標を 2030 (令和 12)年度、長期目標を 2050 (令和 32)年度としています。

次の 70 ページには、温室効果ガス総排出量を記載しています。なお、本市における 2019 (令和元) 年度の 1 人あたりの二酸化炭素排出量は 6.6t-CO2/人で、国や県の平均を下回っております。

次の 71 ページには、温室効果ガス排出量の削減目標を記載しています。将来推計としましては、現状のまま、特に対策を講じない場合の温室効果ガス排出量(現状趨勢(すうせい)ケース)について将来推計を行った結果、2030(令和 12)年度が 938.4 千 t-C02、2050(令和 32)年度が 907.3 千 t-C02 となる見込みです。基準年度の 2013(平成 25)年度と比べた総排出量の増減は、2030(令和 12)年度が 12.9%減少、2050(令和 32)年度が 15.8%減少と推計されます。

削減目標としましては、率先して地球温暖化対策に取り組み、できるだけ早急に温室効果ガスの人為的排出量と自然吸収量とのバランスを取るため、国際的な動向や国の目標を考慮しつつ、温室効果ガス排出量の削減を目指すこととしています。

次の(2)本市全体の削減目標としましては、国の「地球温暖化対策計画」や削減見込量の推計結果を踏まえ、本市における2013(平成25)年度を基準とした2030(令和12)年度、2050(令和32)年度の目標は以下のとおりとしておりまして、【中間目標】は、2030(R12)年度までに46%削減(森林吸収等を含む)、【長期目標】は、2050(R32)年度までに100%削減:実質排出ゼロ(森林吸収等を含む)としています。

続きまして、気候変動適応計画につきましては、73 ページから 76 ページに「地球温暖化対策(緩和策・適応策)の取り組み」として方針などをとりまとめています。まず、「緩和・適応とは」としまして、気候変動への対策は、「緩和」と「適応」に大別され、「緩和」は、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する取り組みであります。これに対し、「適応」は既に起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する取り組みであることを説明しています。

次に、「適応策の分野・項目の選定」としまして、国の「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、影響評価の結果を整理しています。また、既存文献や気候変動及びその影響の予測結果等を活用して、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から評価を行っています。

本市では、これらの評価や本市の地域特性を踏まえて、庁内各課が実施する項目を選定 (★印) し、取り組みを検討しました。なお、現時点で選定していない項目についても今後、情報を集積し、必要な時期に適応策を検討・実施していくこととしています。

なお、個々の取り組みについては、第4章の48ページと49ページの取り組み方針3「気候変動に適応するまち」に、市の環境施策、市民・事業者の取り組みとして掲載しています。

次に、77ページをご覧ください。第6章「計画の推進システム」につきましては、第2次計画と推進体制は変わっていないため、課の名称等の修正を行いました。

次に、80ページ以降は資料編で、計画策定の経緯や委員名簿、用語解説などは、これから作成いたします。最後に、第3次計画策定のスケジュールについてでありますが、計画の原案について本日の環境審議会での審議などを経て、10月中旬には計画案を決定します。そして、11月にパブリックコメント

を行い、2月下旬ころまでには計画を確定させ、その後、冊子の編集・印刷を行い、広報やいづの令和 5年4月号で公表する予定であります。

説明は以上でありますが、長島委員より事前に意見質問をいただいておりますので、ここで回答をさせていただきます。

1つ目の意見としまして、24 ページの「4-2 河川・海岸・水資源」の青字タイトルの「大井川水系の豊富な地下水に恵まれています」と「湧水が自噴している場所があります」についてのことでありまして、この青字タイトルでは現状説明文の表現が不足していると感じますということで、この表現だと、地下水に恵まれ自噴している湧水箇所があってよかったねっていうふうにとらえられてしまうということです。しかしそれぞれの説明文章の最後には水不足や湧水減少の課題があると記載がありますので、その課題を表現した方が良いと思われますという意見と、あと前回も発言しましたが、いつも大井川の渇水や水量減少、湧水減少に対し水道水源を大井川に依存している自治体としての懸念を表現しておくべきと考えますと、また最後の質問で、主要水源である深井戸は市内5ヶ所で取水しているというのは、焼津市の上水道水源のことでしょうかと質問をいただいております。

最初の方のタイトルについては、表現の方また検討させていただきたいと考えております。あと最後 の深井戸の数ですけどこちらは35ヶ所ありまして、焼津市の上水道水源であります。

次の意見ですけれども 43 ページの第3次焼津市環境基本計画体系、取り組み方針の変更について、取り組み方針の 03 と 06 は、第2次から変更になったのでその理由の説明が必要と思われますというご意見をいただいています。

こちらにつきましては、取り組み方針3の「気候変動に適応するまち」については第3次計画で新たに気候変動適応計画に追加したため取り組む方針に加えました。それから取り組み方針6の「自然環境を守るまち」については、第2次計画の「森林や農地を守るまち」と「河川海岸と水資源を守るまち」の2つの方針を関連するということで「自然環境」として1つにまとめました。そのほか、取り組み方針8の「水と空気がきれいで静かなまち」については、第2次計画の「水がきれいなまち」と「空気がきれいで静かなまち」の2つの取り組み方針でありましたけれども、こちらはしっかり監視して保全していかなければならないものでありまして、関連するということで「水と空気」として、1つにまとめさせていただいております。

次の意見としまして、第3次焼津市環境基本計画のそれぞれの取り組み方針に対する施策で、47ページの「緑豊かで脱炭素なまち」の政策の「③緑地を増やす」の3つ目のところで、「公園や緑地、水辺などを結ぶ歩行者ネットワークの形成を図ります。」とありますけど歩行者ネットワークは必要でしょうかということで、その形成を図っても緑が増えることに繋がるのか疑問です、というご意見ありまして、提案として、「緑と歩行者のネットワークの形成を図ります。」というような「緑と」という言葉を付け加えたらいかがかというご提案をいただいております。

こちらについては、ご提案のとおり変更することを担当課の方と検討させていただきますのでお願いいたします。

次に50ページの取り組む方針4の「廃棄物の少ないまち」と、52ページの取り組み方針5の「廃棄物が適正に処理されるまち」につきまして、廃棄物が適正に処理されるまちは廃棄物の少ないまちで、方針4と5は同じような意味と受け取られますということで、提案としまして原案の5を4として、5には「リサイクルやリユースなどを推進するまち」としたらどうかということです。あと数値目標はプラスチック資源収集量等をいろいろ考えられますというご意見をいただきました。それから、原案では「廃棄物が適正に処理されるまち」の数値目標に「環境美化活動参加者数」を用いていますが、方針と目標数値の関連付けが、理由がよく分かりませんというようなご意見いただいております。

こちらにつきましては 50 ページと 51 ページの方の取り組み方針 4 の 「廃棄物の少ないまち」では、

主にご家庭におけるごみの分別やリサイクル、それから生ごみの堆肥化、それから古紙の分別など、ご みの減量施策について記載しております。そのため、取り組み方針の名称を「廃棄物を減らすまち」に 変更した方が良いのではないかというふうに考えております。

一方、取り組み方針 5 「廃棄物が適正に処理されるまち」については、決められた廃棄物処理を適正に行うことや、不法投棄やポイ捨ての防止について記載しておりまして、捨てられてしまったごみについては環境美化活動で拾うなど不適切な処理をなくしてきれいはまちを目指す取り組みを掲載しています。そのため、数値目標については、第 2 次計画からと同様に「環境美化推進活動参加者数」としております。

次の 54 ページの取り組み方針 6 「自然環境を守るまち」の数値目標の「市内の事業所等が汲み上げる1日当たりの地下水量」についてであります。2021 年度は、25 万8 千トン、それから 2027 年度と 2032 年度の目標の方が 27 万2 千トンと増えていますということです。しかしこの意見書の最初に記載したとおり、24 ページでは渇水や湧水減少の課題があるといっていますし、さらに 55 ページの市民・事業者の取り組みでは③節水を心がけるとともに、地下水揚水量を抑えて適正な利用に努めますと表現していますということ、さらに第 2 次後期計画の令和 3 年度取り組み結果において、5 「河川海岸と水資源を守るまち」の実績報告でも揚水量は年々下がって 25 万8 千トンとなっているということで矛盾を感じますが、どのような理由で増量設定されているのかを教えていただきたいというご質問いただいております。

こちらにつきましては、54ページの数値目標の下に注釈をつけてありますけれども、目標値は過去5年間の平均値としております。すいません、ここで訂正がありまして、この 54ページの数値目標の表の下に米印で、2021年のところにカッコ令和5年度と記載していますけど、こちらは令和3年度の誤りでありますが、この5年間の平均値としています。なお、指標の1日当たりの地下水揚水量の現状値につきましては、市内で事業所等が汲み上げる1日当たりの地下水量の計画値であります。各年度において事業所が工場を新設するなどして新規で地下水の採取をしたい場合に、県に届出書を提出します。その地下水の採取量の1日当たりの年平均排出量のこれまでの積み上げから、廃止届の量を差し引いたものを、年度ごとの採取量としています。そのため近年はコロナ禍で、工場等を新設する事業所が少なかったと考えられまして、採取量が減少していると思われますが、今後は元の状態が戻ってくるということが考えられるため、直近の数字から目標値を設定するのではなく、過去5年間の平均値から、こちらの数値目標を設定いたしました。

次に取り組み方針 6「自然環境を守るまち」の環境施策の「②河川・海岸を守る」の2つ目、55ページです。前回の第 1 回審議会で申し上げた県管理河川の堤防樹木の緑の保全についての意見に対して、配慮していただいたことと考えてよろしいでしょうかということで、「国・県と連携し」については、国や県が管理する区間でも一緒に保全を図ると解釈してもよろしいでしょうかというご質問をいただいております。

こちらにつきましては、前回の環境審議会のご意見を踏まえた修正案となっています。「国・県と連携し」についてはそのような働きかけをしていく方針であるということであるということであります。 それから次に 56 ページの「多くの生き物の自然と触れ合えるまち」の環境課題と施策についてであります。環境課題の説明文と市の環境政策に「持続可能な利用を促進するための施策」とありますが、何を利用促進するのか分からないので教えてもらいたいというご意見いただいております。

こちらにつきましては、分かりづらくて申し訳ありませんでした。このように修正する予定であります。 「市全体の生物多様性の保全と、生物多様性もよってもたらされる恵みを持続的に利用していくための 政策を総合的に推進していくことが必要です。」に修正したいと考えております。

次に 58 ページの「水と空気がきれいで静かなまち」と 60 ページの「有害化学物質による汚染や公害

のないまち」の数値目標について、河川BOD、大気汚染環境基準、ダイオキシン類環境基準はすでに 2021 年度で 100%を達成していますということで、大事な項目なので 100%が続行されるためにそのまま計上しておくのか、それともそれらに代わるべき基準はないのか教えていただきたいということですけれども、こちらは他に指標がないのでこのまま第3次計画でも継続してこれまでの数値も見ながら継続していくような形としています。

それから 76 ページの緩和策と適応策の取り組みの推進についてですけれども、取り組み方針4と5 の両方が「廃棄物の少ないまち」と表現していますが、ここは「廃棄物が適正に処理されるまち」の間違いではないかと思いますということで、私の提案は前述のとおりですということであります。

こちらにつきましては、取り組み方針5が誤って記載してありましたので、そちらを「廃棄物が適正に 処理されるまち」に修正します。回答は以上であります。

【永田会長】

ありがとうございました。事務局のご回答に関して何かございますか。

【長島委員】

分からないのは地下水の関係のところです。5年間の平均をとったっていう、それと比べてっていう話は分かったんですけども、全体的にたくさん取ってもいいという基本的な考え方で、産業の発展させるためには、そういうふうに考えていいですか。もう1つは揚水量というか、企業が進出してきて計画水量を届け出している。でも実際にはそれほどは使ってないよっていうことですよね。その差がお話ありましたけども、今日は時間かかってしまいますので、また後で文書か何かでもらう方がよろしいかと思います。

【永田会長】

ありがとうございます。先ほどのご説明でいいますと市のスタンスが見えてこないということですね。数値のご説明はありましたけども、それに市がどれだけコミットしていって、より良い地下水のくみ上げを削減できるような方向でいくのかとかそういうスタンスが見えてないのでそれを明らかにしていただきたいというご趣旨かと思いますので、また少し委員とやりとりをしていただければと思います。では、本日のところでいきますと 38 ページの望ましい環境像のB案についてご議論いただきたいということですがいかがでしょうか。前回のA案からご説明ありましたように、審議会で出たご意見を反映させていただいたんだということですが、いかがでしょうか。何かございませんでしょうか。

確か「今日の」に意見を述べたいのは私だったと思いますけれども、主体性を誰が持つかっていうのがはっきりさせる方がいいということで、そのときは「あなたの」と申し上げたんでしょうけども、それが「みんなの」ということで参加者というようなイメージを出されているということですが。あと個人的に思うことはよくこういうときには、方言使うけど方言使わなくていいのかしらっていう気もいたしますが、適切な方言は思いつきませんが。よろしいでしょうか。「ゼロカーボンシティ」にも直していただきましたので、前回の皆さんの意見を踏まえてということですが、B案でよろしいでしょうか。ではご賛同いただいたということで審議会としてはB案でまいりたいと思います。少し、少しどころか、かなり時間を超過しておりますが、その他の点について何か。

【平井副会長】

時間がない中で申し訳ございません。こちらの原案の冊子の方で、例えば 44 ページ以降で、他の自 治体の環境審議会の中で見ても、市の役割と市民の役割と、それから市内の事業者の役割は横並びだと 思っておりまして、その中で焼津の場合、市の環境施策の方が非常に詳しくご説明いただいていて、こ れはこれでいいんですが、例えば原案でいうと、市民・事業者の取り組みっていうのがあって、この市 民のピンクのラインのところだと思います。それから事業者は緑のラインであるということでいいです ね。ここにひし形マークがついているのが役割。そうすると、今日事務局の方で出していただいた重点 プロジェクト、これはとても大事だと思うのですが、重点プロジェクトの「市民・事業者が行うこと」の項目で、こちらの役割分担が、この項目は市民なのか、この項目は事業者なのか、分かりにくいので、そこをちょっと研究していただけるとありがたいです。ただ、全体的に事業者の皆様方の役割がちょっと弱いような気がするのですが。市民・事業者が行うことの重点プロジェクトで市民がやっていることは結構わかるんですが、事業者がやることがこの程度というのがちょっとあったんで、ここのところの深掘りをお願いしたいということと、それから 67 ページで確認なんですが、昨年7月に IPCC の第6次の評価が出ていまして、5 行目の化石燃料依存型のところで、最大排出量シナリオの SSP の 5 から 8.5 において、最大 5 $^{\circ}$ Cの気温が上昇すると書かれています。これ第 5 次のときは 4.8 $^{\circ}$ だったんですが、私の見解だと最大 5.7 という数字が出てくるので、一応ご確認ください。数字の話なのでちゃんとしておいた方がいいと思うので、5 でいいのか見直しの方をお願いしたいと思います。以上です。

【永田会長】

ありがとうございました。特に前段の方は一度委員ともやりとりして、ご確認をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。その他、よろしいでしょうか。時間を超過しておりますので、皆さんご意見がございましたら、事務局の方へ個別にご連絡をいただければと思いますので、よろしくお願いします。では議事4ですが、その他に関しまして、事務局からございますか。

【岡本主幹】

本日はございません。

【永田会長】

ありがとうございます。その他、委員の皆様からございませんでしょうか。議事としては、よろしいでしょうか。それでは時間を超過して申し訳ございませんでした。以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。これで環境審議会を閉会したいと思います。では事務局の方からよろしくお願いいたします。

【服部課長】

本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、貴重なご意見をいただきました。誠にありがとうございました。今年度は審議会の際の開催を3回予定しております。今日が2回目ですけれども、次回の審議会は、来年の2月初旬を予定しております。開催日が近くなりましたら、改めて事務局よりご案内通知を送付させていただきます。本日は大変貴重なご意見ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。それでは第2回環境審議会、これで閉会させていただきます。